

公益財団法人全日本柔道連盟 経営管理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の組織統治向上のため、本連盟の経営管理委員会に関して必要な事項を定める。

(経営管理委員会の名称および所管事項)

第2条 本連盟に次のとおり、経営管理委員会を置き、各経営管理委員会の所管事項は別表1のとおりとする。

- (1) 役員候補者選考委員会
- (2) 不服申立委員会
- (3) 危機管理委員会
- (4) 報酬委員会

(経営管理委員会の構成)

第3条 経営管理委員会は、委員長、副委員長各1名および委員3名以内で構成する。

2. 委員長および副委員長は、年齢が70歳未満である者を、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 委員の選任は、別表2の選任基準に則って行うものとし、委員長が推挙する者で、年齢が70歳未満である者のうちから会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長または委員が補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 委員長、副委員長および委員は、その任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
4. 委員長および副委員長が同一の職に連続して再任される場合は4期8年を限度とする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

(会議)

- 第6条 経営管理委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
2. 経営管理委員会は、委員長、副委員長および委員の過半数が出席することにより成立し、出席者の過半数により決議する。
 3. 前項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、経営管理委員会が定める。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年1月1日から施行する。
2. この規程は、2024（令和6）年9月24日から、別表1を一部改正して施行する。

別表1 経営管理委員会の所管事項

(1) 役員候補者選考委員会

独立した諮問委員会として、役員候補者の資質・能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員構成の実現を図る。

(2) 不服申立委員会

スポーツ紛争を本連盟内において迅速かつ適正に解決する。委員会運営の詳細に関しては内規で定める。

(3) 危機管理委員会

平時から、有事のための危機管理体制の在り方を十分に議論し、危機管理対応時に抛りどころとすべき危機管理マニュアルを策定する。

不祥事発生時に、不祥事の経緯を明らかにする事実調査、根本に迫った原因究明、厳格な責任者の処分および実効的な再発防止策の提言を行うための調査体制を構築する。なお、外部調査委員会を設置する場合は、独立性、中立性、専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成するものとする。

(4) 報酬委員会

理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準案を定め、評議員会へ提案する。

別表2 経営管理委員会委員の選任基準

(1) 役員候補者選考委員会

有識者 2名以上

評議員 1名以上

監事 1名

合計 5名以内（ただし、女性委員 2名以上を含む。）

(2) 不服申立委員会

有識者 2名以上

弁護士 1名以上

合計 5名以内（ただし、女性委員を含む。）

(3) 危機管理委員会

有識者 2名以上

弁護士 1名以上

合計 5名以内（ただし、女性委員を含む。）

(4) 報酬委員会

有識者 2名以上

弁護士 1名以上

合計 5名以内（ただし、女性委員を含む。）